

風景形成地域ガイドライン

あすの景観をつくる

● 西播磨海岸地域 ●



兵 庫 県

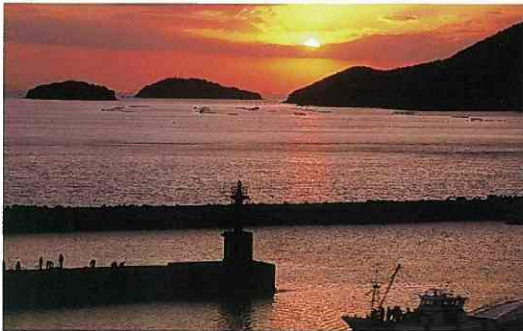
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL 078-341-7711 内線4660

12±T2-005A4



新舞子浜の夕暮れ



夕暮れの室津港



金ヶ崎から釜崎、赤穂御崎方面

1. はじめに

古来より、万葉の歌人たちが、その風景の美しさを称え、多くの歌を詠んだ西播磨海岸地域は、今もなお県下で有数の長さを誇る自然海岸が残る貴重な地域です。

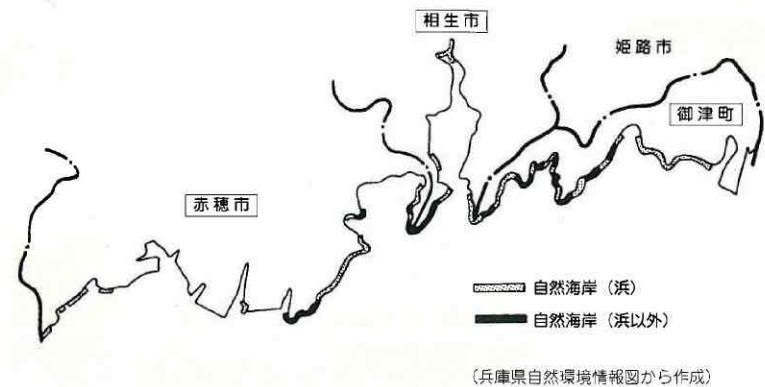
複雑に入りくんだ沈降型の海岸線は港湾条件に優れ、室津など瀬戸内海有数の港町を形成してきました。また、その背後の豊かな緑の丘陵は魚つき保安林等ともなっており、美しい緑のラインと波静かで穏やかな瀬戸内海に点在する島々の眺望と相まって西播磨海岸地域独特の美しい風景を形成しています。

このガイドラインでは、その風景の保全、創造を図るための基本目標を設けるとともに、地域内での大規模建築物等のあり方について提案しています。

この冊子が、西播磨海岸地域における風景形成の一助となることを願って止みません。

目次

1. はじめに	2
2. 西播磨海岸地域の風景	3
3. 西播磨海岸地域の位置	5
4. 風景形成基準のあらまし	7
5. 風景形成の基本目標と基本指針	11
6. 良好な風景をつくるために	15
7. 色彩の資料	20
8. 届け出の手続き	21
(参考) 景観の形成等に関する条例(抜粋)	22



西播磨海岸地域の自然海岸位置図

2. 西播磨海岸地域の風景



綾部山梅林 (御津町)



室津の春 (御津町)



ペーロン祭 (相生市)



新舞子浜の潮干狩 (御津町)



室の津夏祭り (御津町)



里の秋 (相生市矢野町)



矢野町の秋祭り (相生市)



新舞子浜の干潟 (御津町)



冬の室津港 (御津町)



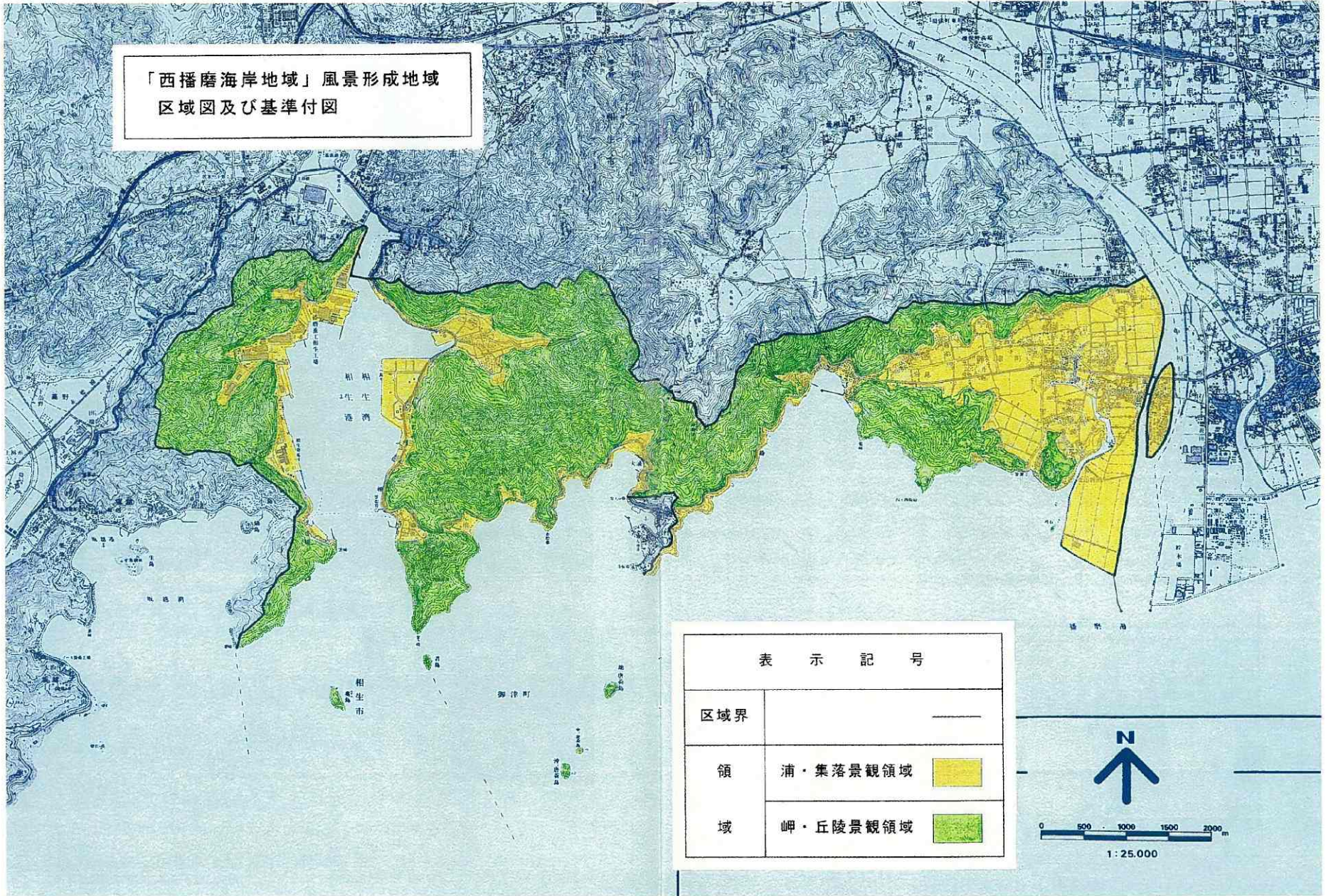
春の訪れ (いかなごの天日干し, 御津町)




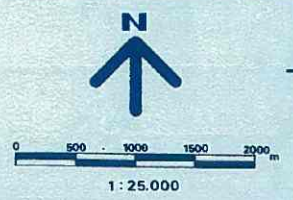
河口に広がる成山新田 (御津町)

3. 西播磨海岸地域の位置

「西播磨海岸地域」風景形成地域
区域図及び基準付図



表示記号	
区域界	——
領域	浦・集落景観領域 
域	岬・丘陵景観領域 



4. 風景形成基準

1 風景の特性

西播磨海岸地域は、現在、兵庫県の瀬戸内海側で有数の長さを誇る自然海岸が残っている貴重なところとなっている。西播磨海岸地域の特徴は、沈降型の海岸であり、鼻や崎といった“岬”と湾や入江といった“浦”によって構成され、それらが背後に控えた丘陵の緑豊かな山並みと、出入りの多い海岸線と、その南に広がる陽光にきらめく波静かで穏やかな海と、その海に点在する小さな島々などが相まって美しい風景を形成していることである。古来から、万葉の歌人たちが、その風景の美しさを称え、多くの歌を詠み、残しているところである。

西播磨海岸地域のその出入りの多い海岸線は、古来から大陸や太宰府と京の都を結ぶ海の官道である瀬戸内海の東端部に位置し、東西の岬で構成される入り江の浦には、潮流の強く当たる区域を避けるように、波・風の当たりにくい領域である湾の奥やその谷筋に沿って密集した漁村集落を形成してきた。これら漁村のうち、特に港湾条件などの優れたところは、瀬戸内海有数の港町を形成してきた。

一方、浦の集落を風・波から守る岬は、古くから神の降臨の場とされ人々の信仰を集め、現在も人々は来訪神型の神社を祀り保全しており、その背後の豊かな緑の丘陵は魚つき保安林等ともなっており、美しい緑の海岸線を形成している。

また、多島美と波静かな瀬戸内海の眺望性と都市からの優れたアクセシビリティによって、風光明媚な岬の領域では、西播磨海岸の自然を求めて訪れる人々のための宿泊施設や保養施設が、緑豊かな自然環境の中に点在している。人々は、自然を求めるばかりではなく、西播磨海岸の親水性を活かした海水浴等のレクリエーションや、近年では特色ある公園等も、多数訪れている。

このような西播磨海岸地域のかげがえのない風景を県民の共感のもとに保全・継承し、さらに向上・発展させていく必要がある。そこで、美しい風景づくりを推進していくために、次のとおり西播磨海岸地域を「浦・集落景観領域」と「岬・丘陵景観領域」との2つの領域に区分し、風景の形成を図っていくこととする。

ア 浦・集落景観領域

自然との調和に加え、市街地として集積立地している建築物相互間の調和にも維持・向上が図られると考えられる区域。若しくは、将来そのような可能性が

イ 岬・丘陵景観領域

岬や丘陵との調和、あるいは背景にある緑豊かな山並みとの調和を図り、できる限り丘陵地や山地としての全体の景観を保全することにより、景観的な質の維持・向上が図られると考えられる区域

ただし、知事が景観形成審議会の意見を聴いたうえで、この地域の優れた風景の形成を図るうえで、この基準を適用することが適当でないと認める大規模建築物等については、この風景形成基準によらないことができることとする。

2 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩等

対象種別 領域等	建築物		工作物	
	浦・集落景観領域			
	集落区域	工業系区域		
基本目標	①個性ある風景の発掘と創造（西播磨海岸らしさの創造） ②自然の摂理を生かす（自然を守りながら利用する視点） ③地域的生活環境の質的向上（生活環境の保全と創造） ④伝統文化の再認識（歴史的な環境の保全と再生）		・左記に同じ	
基本方針	①岬、崎及び鼻からの風景の保全と調和 ②海上からの風景の調和 ③海岸道路軸からの風景の調和 ④視点場（展望台、眺望点）からの風景の保全と調和		・左記に同じ	
位置・規模	〈位置（眺望視線の保全）〉 ・分散したり、分棟したりするなど、周辺景観に突出しない位置・規模とする。 ・主要な視点場から見て、背景の山地や丘陵のスカイラインを分析し、又は避へいしないよう努める。 ・主要な視点場から見て、社寺等、歴史的ランドマークを遮らないよう努める。 ・主要な視点場からの海への眺望や海岸線への眺望を遮らないよう努める。		・まちのシンボルとして地域の特性を生かしたデザインとなるよう努める。 ・敷地が山裾の場合、谷のひだに配置するなど景観上突出しないよう努める。 ・山並みのりよう線上や海岸沿いの配置は避けるよう努める。 ・集落や谷筋を見通す視線を遮らないよう努める。	・左記に同じ（領域別）
	〈高さ〉 ・主要な視点場から見て、山のスカイラインを切らない高さとするよう努める。		〈高さ〉 ・主要な視点場から見て、岬や鼻の丘陵地のスカイラインを切らない高さとし、周囲の環境に溶け込むよう努める。	
	〈周辺建築物との関係〉 周辺に建築物がある場合は以下の点に配慮する。 (1) 接道部の軒高の連続性に配慮する。 (2) 雁行型配置や分節デザインに努め、周辺建築物の開口幅との調和に配慮する。			
	〈敷地〉 ・自然地形を尊重し、造成は必要最小限とし、周辺地形になじむよう努める。 ・造成により面や擁壁が生じる場合は、石積み等の自然材料の利用に努める。 裸地の法面やコンクリート等の自然材料以外で擁壁を設置した場合は、遮へい緑化に努める。			
意匠	・海水面と調和し易い水平美を基調とした意匠に努める。 ・外側に低層部を階段状に配置したり、雁行型平面を行うなど、巨大な壁面が目立たないよう努める。		・左記に同じ ・水平美を基調とした意匠に努める。 ・緑と調和するよう陰影のある深い建築立面の意匠となるよう配慮する。 ・分節したり、雁行型とするなど、周辺と調和した意匠に努める。	・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
	・余裕ある敷地を確保し、建ぺい率・容積率にゆとりを持たせるよう努める。			

H25.10.1より基準が改正されました。
 詳しくは、ホームページでご確認下さい。

対象種別 領域等	建築物			工作物
	浦・集落景観領域		岬・丘陵景観領域	
	集落区域	工業系区域		
壁面設備	給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。	給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施す等の措置を講ずる。	左記に同じ。	周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
	屋根形状は、こう配屋根とするよう努める。塔屋部の突出を避け、建築物と一体的なデザインとなるよう配慮する。やむを得ず塔屋を設ける場合は、こう配屋根にするなど建築物本体との調和に努める。	左記に同じ。	屋根形状は、こう配屋根や周辺と調和した形状とするよう努める。	
意 屋上設備	建物に取り込んだり、疑似屋根の処理によって適切な覆い措置を講じるよう努める。	壁面を立ち上げたり、疑似屋根の処理によって適切な覆い措置を講じるなど、突出しないようスカイライン処理に配慮する。	左記に同じ。	
	・長大な無窓壁など、単調な壁面をつくらぬよう努める。			
匠 低層部	出入口部は、緑と調和するよう陰影のある深い建築立面の意匠となるよう配慮する。			
	基礎部は、周辺の自然景観と調和するよう努める。		基礎部は、周囲の自然景観と調和するよう努める。	
駐車場部	周辺と調和した出入口意匠や外壁仕上げとなるよう配慮し、主要な視点場、特に見下ろす位置にある視点場から自動車が見えにくい構成となるよう努める。		左記に同じ。	
屋外階段	形態、材料、色彩によって建築物と調和するよう努める。		周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。	
ベランダ等	建築物との調和を図り、洗濯物が通りから見えにくい構造・意匠となるよう努める。			
日除け	必要最小限のものとし、建物との調和に努める。			
その他	伝統的なまちなみ領域の隣接地では、周辺との連続性、壁面位置、意匠、建具、素材等に配慮する。	多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する。	左記に同じ。	左記に同じ（領域別）
	金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。		下見板や基礎や擁壁には、地場材料やそれに類した材料を活用するよう努める。	左記に同じ（領域別）
材 料	下見板や基礎や擁壁には、地場材料やそれに類した材料を活用するよう努める。		下見板や基礎や擁壁には、地場材料やそれに類した材料を活用するよう努める。	

H25.10.1より基準が改正されました。
詳しくは、ホームページでご確認下さい。

対象種別 領域等	建築物			工作物	
	浦・集落景観領域		岬・丘陵景観領域		
	集落区域	工業系区域			
色 外壁	基調となる色彩は、けばけばしくならないよう努める。その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとし、色彩の演出に工夫する。 (1) R(赤)系及びYR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度5以下 (2) Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下	伝統的なまちなみ領域では、周囲との色調等の連続性に配慮する。	大面積の壁面は、周囲の自然との調和に特に配慮する。	海岸線や緑と調和した落ち着いた色調に努める。	左記に同じ（領域別） ただし、航空法その他の法令により、色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔公告板及び遊技施設については適用しない。
	埋立地では、上記の低彩度の色彩に加えて、色調、色相の異なるアクセントカラーの使用についても、低彩度とし、変化の中にも、落ち着いた調和を図るものとする。	和がわらの家並みと違和感がなく周辺の緑をより印象的に見せる低彩度の落ち着いた色調に努める。その範囲は、マンセル色票系においては、おおむね次のとおりとする。 (1) 10Rから5Yまでの色相を使用する場合は彩度2以下 (2) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下	周辺の緑と調和しやすい低彩度の落ち着いた色調に努める。その範囲は、外壁の基準に準じる。	左記に同じ。	
彩 屋根	和がわらの家並みと違和感がなく周辺の緑をより印象的に見せる低彩度の落ち着いた色調に努める。その範囲は、マンセル色票系においては、おおむね次のとおりとする。 (1) 10Rから5Yまでの色相を使用する場合は彩度2以下 (2) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下	周辺の緑と調和しやすい低彩度の落ち着いた色調に努める。その範囲は、外壁の基準に準じる。	左記に同じ。		
	・現在ある樹木はできる限り伐採せず、保全するように配慮する。				
その他 植栽	四周からの眺めに配慮し、敷地内に中、高木を適切に配置し、まとまりのある緑の創出や周辺の既存樹木と調和する植栽に努める。 主要な視点場からの見え方に配慮し、まとまった緑による建物の遮へいや分節化に努める。	左記に同じ。	緑に包まれた印象となるよう、地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然植生を考慮した上で、敷地内に中、高木を適切に配置し周辺の緑地環境と調和するよう努める。	周囲の植栽に努める。	
	・現在ある樹木はできる限り伐採せず、保全するように配慮する。				
その他 駐車場	位置、植栽、塀・門の意匠等に配慮する。 新しい埋立地では、周辺の既存樹木と調和するよう敷地の四周などの緑化に努める。 主要な視点場、特に見下ろす位置にある視点場から自動車が見えにくいように配慮する。			左記に同じ	
	単調で閉鎖的な塀・擁壁を避けるなど、周辺のまちなみや自然景観と調和した印象となるよう配慮する。				
その他 提出物	案内板、広告物等の掲出物は、周囲のまちなみや環境と調和した意匠、形状及び材料に努める。				

注) 浦・集落景観領域のうち「工業系区域」は、相生市における都市計画法に基づく用途地域のうち、工業地域及び工業専用地域の区域を示す。

5. 風景形成の基本目標と基本方針

基本目標

兵庫県において風景形成を推進するうえで重要な課題の一つは、魅力ある県土づくりと、文化的で質の高い生活を確保するために、県民一人ひとりが親しみと愛着とを持てる地域空間をどのように実現していくかということである。

そのためには、まず県土を特徴づけることになる地域の特色を継承し、さらに新たな魅力を創造していく姿勢を確立することが重要である。

一般に地域の特色とは、地域固有の個性を意味し、自然条件や歴史に育まれてきた人々の気質や慣習等、幅広い多様な側面から長い時間の中で形成されてきたものである。

西播磨海岸地域のように、風・波等の自然環境に適合しながら限られた平地の中で生活環境を形成し、瀬戸内海航路といった特徴的な結びつきを形成してきた海岸地域では、風景形成の目標も“瀬戸内海らしさ”や“港町や漁村らしさ”等を基調とした方向が求められる。

したがって、瀬戸内海に位置することを踏まえた上で、西播磨海岸各々の地域が有する特徴的な個性を継承しつつ指向し、地域の環境資源を創造していく観点から風景形成の基本目標を次のとおりとする。

I 個性ある風景の発掘と創造（西播磨海岸らしさの創造）

西播磨海岸を特徴づけるものとして、

- *沈降型の海岸特有の緑の海岸線
- *波、風等を防ぐ岬と渚の空間構成
- *風水害の起こりにくい安全な領域に立地する港町や漁村の集落
- *海岸地形に沿った入り江（浦）を取り巻く家屋配置
- *家屋背後の段々畑や梅林
- *磯や波打ち際など自然的な造形が創りだした穏やかな景観
- *波静かで穏やかな多島海への広がり感
- *瀬戸内海沿岸域に息づく歴史文化と地域との結びつき

等を海岸域の顔として大切に育てていくと同時に、優れた風景資源を発掘・継承し、新しい時代に即応しながら、全体として調和のとれた風景の形成を進める。



明神崎と室津港全景



岩見港の集落

II 自然の摂理を活かす（自然を守りながら利用する視点）

瀬戸内海の波静かで穏やかな多島海の景観は、灘のように水面が無限に広がる水平風景ではなく、島々や入り江によって形成される程良い広がり感と、景観的まとまりを有する領域感が特徴的である。また、通常、瀬戸内海は白砂青松と称される緑豊かな海岸の景観であり、この地域の山が海に迫る沈降型海岸も同様に、連続する小高い山地や丘陵によって形成された緑の海岸線になっている。

この海岸部では、平坦部が少ないにもかかわらず、港町や漁村等の集落は、風水害の起こりにくい湾奥部や湾の東側の領域にひっそりとたたずむ密集した塊村をなし、海岸線や谷筋の等高線に沿って家屋が立地し、切妻屋根を主体に構成された家並みは入江の海面と共に水平美を基調としたまとまりのある景観を構成している。

すなわち、西播磨海岸の風景は、今日でも集落の立地や土地利用形態の中に、海岸線特有の自然に順応した風景形成秩序が認められる領域であり、こうした地域の人々によって支持されてきた環境設計の知恵を継承し、自然の摂理を活かした地域のルールに基づき、美しい変化に富んだ緑の海岸線と調和のとれた風景の形成を進める。

III 地域的生活環境の質的向上（生活環境の保全と創造）

平坦な背後地の乏しい西播磨海岸地域では、漁業や港湾施設整備を中心とする生活環境改善策が行われ、新たな産業立地等の埋め立ては部分的かつ小規模に行われており、港湾施設などに見られる、これまでのような全国一律の整備は、画一的な海岸線の景観をつくり出し、地域の自然環境や伝統的な歴史・文化的な地域環境に十分配慮が払われてこなかった。

風景は、人間の営みと自然の営みとが相まって造り出された環境そのものであり、風景形成を図るためには、西播磨海岸地域の基盤整備や施設整備にあたっては、自然と歴史的な時間の調和の中で形成されてきた環境資源を正しく評価し、より一層質の高い風景形成を図る必要がある。

すなわち、質の高い風景形成を図るためには、その地域の人々によって支持され、他の地域の人たちにも理解できる環境形成やモノづくりのルールが必要であり、なによりもそこで生活する人々のいきいきとした姿、表情が、良好な風景形成につながるという視点が不可欠である。これまでのように、港湾や漁港施設整備等を自然への備えに対応させるだけでなく、日常的に接する多機能型の生活施設として、地域文化や生活環境の質的向上の視点をも付加した整備を進め、風景の形成を推進する。



壺根集落と手石浜の埋立地



柏の海鮮工場施設

IV 伝統文化の再認識（歴史的環境の保全と再生）

伝統文化等の歴史的资源や環境は、地域それぞれの長い生活の積み重ねの中で醸成されてきたものであり、歴史性を有するまちなみや伝統文化は、人々の共有財産といえる。

沈降型海岸で平坦地の少ない西播磨海岸では、自然の深い入り江を港として利用し、そこに海岸線に沿って木造2階建て和瓦葺きで切妻屋根を主体とした家並みが連なり港を取り囲むように水平に連なりながら、小さな鍵壇形状で輻輳する形となっている漁村集落を形成し、そして集落の急な背後地に画地面積の小さな段々畑で農作物をつくり、自然と調和した生活を営んできた。また、干満の差の大きい瀬戸内海では、干潮時でも満潮時でも家屋の軒下まで接岸し上陸できるように、集落と海との間に「雁木」と呼ばれる花崗岩の石段や、亀の甲羅のような丸い曲状の花崗岩の護岸が設けられていたが、現在ではコンクリート護岸等になり、ほとんど見られなくなっている。

このような伝統文化は、歴史的なまちなみとともに瀬戸内海や西播磨海岸らしさの残る大切な風景資源であり、地域のシンボルや地域の共有するアイデンティティを育む風景素材として、大切な地域固有の要素である。

こうした伝統的文化が生み出した地域のアイデンティティある環境を歴史・文化の息づく風景として、人々の共感の基に、ペーロン護岸に見られるようなコンクリート海ではなく伝統的素材である花崗岩で造り「雁木」の再生を図るなどの、保全・創造を進め、次世代へ継承していく。



コンクリート製の「雁木」



「亀の甲羅」状の護岸

基本方針

西播磨海岸地域の風景は、借景対象との間に広がる海自体が“間”となり、借景の前庭のような役割の空間を有しており、海面と接する地形構造によって、次に示す4つの特徴的な眺望景観が構成されており、それぞれの特徴を生かした風景の形成を目指していく。

I 岬、崎、鼻からの風景の保全と調和

出入りの多い沈降型海岸では、海に張り出した岬や鼻からの眺望景観が特徴的である。岬や鼻からの眺望は、海に張り出した岬や鼻の輻輳する半島部への眺望と湾内の“浦”の景観に大別される。

西播磨海岸地域では、輻輳する岬等は建築物等の立地が少なく、ほぼ自然地形によって構成されるが、一部山腹部や手前の丘陵の稜線上に保養所や宿泊施設が分布し、山紫の中で白っぽく目立つ存在となっている。海側からの第1次稜線を基調とする浦の景観は、水平線上に位置する低地部の集落等の家屋と山腹に点在する宿泊施設等に大別される。海岸線の低地部の集落では、家屋等の高さや適切な大きさ等が重要であり、山腹部に点在する宿泊施設等では、背後の第1次稜線を分断しないこと、そして植栽による緑等で遮蔽や分節化し、建物の見え隠れを演出することが重要となる。



観音寺から望む岩見集落の屋並み



福ヶ浜と中腹に立つ宿泊施設



海側から見た明神崎を中心とした西播磨海岸の風景

II 海上からの風景の調和

海岸の風景は海上からの景観が特筆されるが、西播磨海岸地域の航路は限定されたものであり、日常生活からは遠いため、浦等から張り出した波止や灯台からの景観を海上からと同等の景観として把握することとする。波止からの景観は、第1次稜線を保全することを原則とし、近景を中心とする浦の集落景観のまとまりと浦を取り囲む山腹景観の調和が重要となる。波止や灯台は、海上からの景観をコントロールする上で大切な視点場となる。

III 海岸道路軸からの風景の調和

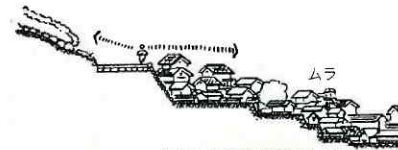
海岸線に沿って位置する主要幹線道路である国道250号線等の海岸道路は、西播磨海岸でも一部の岬や鼻を除き、ほぼ全域的に整備されている。この海岸道路は、現在多数の人々が西播磨海岸を訪れ、ドライブする主要動線であり、西播磨海岸の風景の第一印象はこの海岸道路から捉えられる風景といえる。この海岸道路の景観的特徴は、開けた海への眺望を主体として形成されていることであり、集落との位置的關係から、山辺沿道タイプと海辺沿道タイプに大別される。

*山辺沿道タイプ

道路が集落より高台の山辺を通るタイプで、集落の屋並み越しに入江を眺望する形となり、景観形成としては、眼下にいらかの波を形成する屋並み景観の調和が課題となる。

*海辺沿道タイプ

道路が海岸線に沿って走るタイプで、海岸線の風景が水平方向に広がる形となる。出入りの多い西播磨海岸では、浦に沿って大きく内側に弧を描く場合が多く、岬の鼻や崎でも、道路は海辺の先端部を通る形となるため、特に眺望の優れた岬や鼻の屈折部からの景観に配慮する必要がある。また、集落沿道では、海側への眺望が主体となるため、港湾施設や漁港施設等の修景整備が課題となり、特に単調となりやすい埋め立て地部での景観や修景面での配慮が必要である。



※屋並みの風景が俯瞰される。

山辺沿道タイプ



※海岸線の風景が俯瞰される。

海辺沿道タイプ

IV 視点場(展望台、眺望点)からの風景の保全と調和

岬や鼻の先端や海岸道路等を除く視点場としてあげられる、岬や崎の頂上、海辺からの第1次稜線を構成する山頂等の展望台や、山頂部に位置する宿泊施設等からの景観の配慮が必要となる。



金ヶ崎から望む明神崎と室津港



綾部山から望む明神崎



国民宿舎から望む新舞子浜海岸



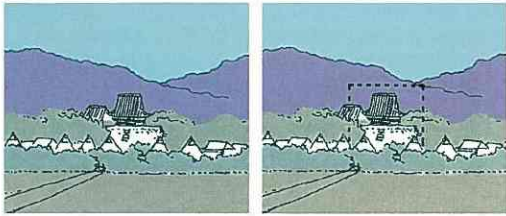
綾部山から望む御津町市街

6. 良好な風景をつくるために

位置・規模

位置、高さ

・主要な視点場から見て、背景の山地、丘陵のスカイラインを分断、又は遮へいしないよう努める。



・工業区域では、まちのシンボルとして地域の特性を生かしたデザインとなるよう努める。

(海や山に合わせたカラーリングにより巨大な壁面をできるだけ目立たないよう工夫している。)

周辺建築物との関係

・周辺に建築物がある場合は、接道部の軒高の連続性、雁行型配置や分節デザインに努め、周辺建築物の間口幅との調和に配慮する。



敷地

・余裕ある敷地を確保し、建ぺい率・容積率にゆとりを持たせるよう努める。



H25. 10. 1より基準が改正されました。
詳しくは、ホームページでご確認下さい。

意

匠

壁面

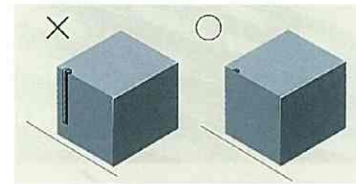
・浦・集落景観領域では、外側に低層部を階段状に配置したり、雁行型平面を行うなど、巨大な壁面が目立たないように努める。



・岬・丘陵景観領域では、緑と調和するよう陰影のある深い建築立面の意匠となるよう配慮する。

壁面施設

・給水管、ダクト等は外壁面に露出させないように設置する。



屋根屋上

・屋根形状はこう配屋根や周辺と調和した形状とするよう努める。



屋上設備

・建物に取り込んだり、疑似屋根的な処理によって適切な覆い措置を講じるよう努める。



露出した高架水槽



H25. 10. 1より基準が改正されました。
詳しくは、ホームページでご確認下さい。

低層部

・出入口部は緑と調和するよう陰影のある深い建築立面の意匠となるよう配慮する。



駐車場

・周辺と調和した出入口意匠や外壁仕上げとなるよう配慮し、主要な視点場、特に見下ろす位置にある視点場から自動車が見えにくい構成となるよう努める。



屋外階段

・形態、材料、色彩によって建築物と調和するよう努める。



目立ちすぎる屋外階段



ベランダ等

・建築物との調和を図り、洗濯物が通りから見えない構造・意匠となるよう努める。



材

料

・金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。
・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。



自然石



タイル

色 彩

外 壁

・基調となる色彩は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとし、色彩の演出に工夫する。

H25. 10. 1より基準が改正されました。
詳しくは、ホームページでご確認下さい。



測色（人の目は750万色を識別する）

屋 根

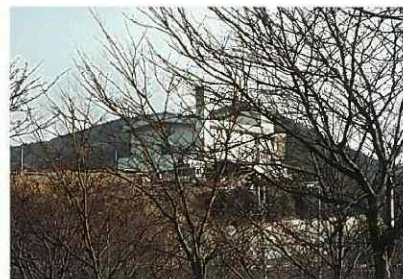
・和瓦の家並みと違和感がなく周辺の緑をより印象的に見せる低彩度の落ち着いた色調に努める。



そ の 他

植 栽

・浦・集落景観領域では主要な視点場からの見え方に配慮し、まとまった緑による建物の遮へいや分節化に努める



・岬・丘陵景観領域では、緑に包まれた印象となるよう、地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然植生を考慮した上で、敷地内に中、高木を適切に配置し周辺の緑地環境と調和するよう努める。

駐車場

新しい埋立地では、周辺の既存樹林と調和するよう敷地の四周などの緑化に努める。



外構

単調で閉鎖的な塀・擁壁を避けるなど、周辺のまちなみや自然景観と調和した印象となるよう配慮する。



掲出物

案内板、広告物等の掲出物は周囲のまちなみや環境と調和した意匠、形状及び材料に努める。



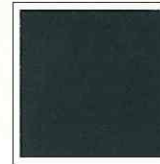
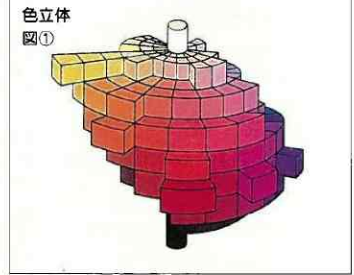
7. 色彩の資料

●色彩の資料 (マンセル色票系について)

兵庫県景観形成基準等では、色彩に関する基準の中でJISによるマンセル色票系を採用しています。

マンセル色票系とは1905年、マンセル氏 (A. H. Munsell) によって考案されたもので、物体表面の色を色味 (色相Hue)、明るさ (明度Value)、あざやかさ (彩度Chroma) の三つの属性によって表示したものです。

図①は、このマンセル色票系を立体的に表したもので、中心に黒から白までの色味の無い無彩色の柱があり、それを取り囲んで、赤・黄・緑…等、各色味の環があります。



……左の色は？

セピア (煤竹色)

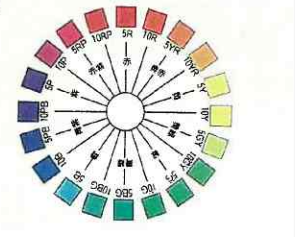
この色をマンセル色票系で表してみると次のようになります。

●まず色相(色味)は

図②は図①の色立体を真上から見たときの色の並びを示しており、これで見ると、色相は10YR (Y R=橙系) であることがわかります。

マンセル色相環

図②

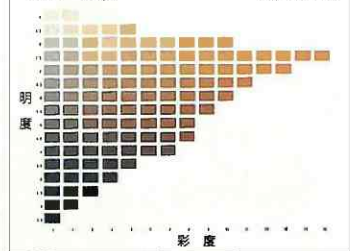


●次に明度(明るさ)は

図③は図①の色立体を10YRの位置で縦に切ったもので、縦軸を明度、横軸を彩度として、色相10YRの色が並んでいます。これで見ると明度は2.5であることがわかります。

10YR 図③

色相 10YR



マンセル色票系で表すと

10YR 2.5 /2
(色相) (明度) (彩度)

右の結果からこのセピアをマンセル色票系で表すと10YR 2.5 /2であることがわかります。

●最後に彩度(あざやかさ)は

同じく図③で見ると彩度は2であることがわかります。

注意

印刷によっては実際のマンセル色票と色が異なる場合があります。詳しくは土木事務所建築課にマンセルブックがありますので確認して下さい。

8. 届け出の手續き

●届け出手續き

- 大規模建築物については、建築確認申請の前に届け出が、一定規模以上の大規模建築物については届け出の前に協議が必要です。(事前協議の手續きについては、「事前協議の手引き」(別冊)を参照のこと)
- 届け出は当該行為地を所管する市町窓口へ。
相生市 都市整備部都市計画課 (0791)23-7135
御津町 建設課 (07932)2-3674

●事前相談等

届け出以前の事前相談にも気軽にお願いします。
事前相談等は下記へ。

西播磨県民局県土整備部 建築課
(0791)63-3711 (0791)52-5111

●届け出書類

- 大規模建築物等の建築届出書 正副各一部
- 添付図書

図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2,500以上	方位、道路及び目標となる地物
配器図	1/200以上	
各階の平面図	1/200以上	
各階の立面図	1/200以上	主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
主要部2面以上の断面図	1/200以上	
外構平面図	1/200以上	門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成
敷地周辺状況カラー写真		
完成予想図カラー写真		
協議書、予測書又は評価書		
知事が特に必要と認める図書		

- 備考 1 敷地周辺状況カラー写真及び完成予想図カラー写真は、条例第11条第1項、第18条第1項又は第24条第1項の規定による協議をしない場合で、大規模建築物等の新築、改築又は増築を行う場合にのみ添付すること。
2 協議書、予測書又は評価書は、当該協議をした場合のみに添付すること。
3 届け出た内容又は通知した内容を変更しようとするときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。

建築場所	建築物等の規模
風景形成地域	(1) 高さ80m超かつ延べ面積30,000㎡超
	(2) 高さ50m超または延べ面積30,000㎡超
	(3) (1)または(2)以外
その他	(1) 高さ31m超かつ延べ面積15,000㎡超
	(2) 高さ31m超または延べ面積15,000㎡超
	(3) (1)または(2)以外

手 続 き					
協議	→	届け出	基準に不適合の場合は、指導助言	→	届け出の受理
景観影響評価を求めます					
協議	→	届け出	基準に不適合の場合は、指導助言	→	届け出の受理
景観影響予測を求めます					
協議	→	届け出	基準に不適合の場合は、指導助言	→	届け出の受理
景観影響評価を求めます					
協議	→	届け出	基準に不適合の場合は、指導助言	→	届け出の受理
景観影響予測を求めます					
協議	→	届け出	基準に不適合の場合は、指導助言	→	届け出の受理
景観影響予測を求めます					

※都心部…商業採用用途地域で容積率400%以上の地域

参考 景観の形成等に関する条例 (抜粋)

昭和60年3月27日兵庫県条例第17号
改正平成元年4月1日兵庫県条例第22号
平成5年3月29日兵庫県条例第16号

目 次

- 第1章 総則 (第1条～第7条)
- 第2章 景観形成地区 (第8条～第14条)
- 第3章 風景形成地域 (第15条～第21条)
- 第4章 大規模建築物等 (第22条～第27条)
- 第5章 景観形成等住民協定 (第28条～第29条)
- 第6章 雑則 (第30条～第32条)
- 附 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、建築物等の届出等に関して必要な事項を定め、もって魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 景観の形成 優れた景観の創造又は保全をいう。
- 風景の形成 景観の形成のうち、広がりのある優れた景観の創造又は保全をいう。
- 建築物等 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。)及び工作物(同法第89条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)をいう。
- 大規模建築物等 次に掲げる建築物等をいう。
ア 建築物で、高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるもの
イ 工作物で、高さが15メートル(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル)を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの

(県の責務)

第3条 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行なう自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

2 県は、公共の用に供する建築物等の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は自己の建築物等が地域の景観に深いかかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業の用に供する建築物等の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。

(景観形成等基本方針)

第7条 県は、景観の形成及び大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成等基本方針を定めるものとする。

2 知事は、前項の景観形成等基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する景観形成審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

第3章 風景形成地域

(指定)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、風景の形成を図る必要がある地域を、風景形成地域として指定することができる。

- 良好な自然の風景を有する地域
 - 良好な田園風景を有する地域
 - 歴史的又は文化的な風景を有する地域
- 2 市町長は、風景の形成を図る必要があると認める地域については、風景形成地域の指定を要請することができる。
- 3 知事は、前項の規定により要請のあった地域が、風景の形成を図る必要があると認めるときは、当該地域が第1項各号の地域に該当しない場合においても、風景形成地域に指定することができる。
- 4 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項又は前項の規定による指定について、第2項及び第8条第4項から第8項までの規定は、風景形成地域の変更について準用する。

(風景形成基準)

第16条 知事は、風景形成地域を指定しようとするときは、当該風景形成地域について、風景形成基準を定めるものとする。

2 前項の風景形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 風景の特性
 - 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、窓意、材料又は色彩
 - その他風景の形成を図るために知事が必要と認める事項
- 3 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項の風景形成基準の決定及び変更について準用する。

(行為の届出)

第17条 風景形成地域内において、次に掲げる行為(建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為その他規則で定める行為に限る。)をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- 大規模建築物等の新築、改築、増築又は移転
- 大規模建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え

(風景に及ぼす影響に関する協議)

第18条 風景形成地域内において、規則で定める風景に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条各号に掲げる行為をしようとする者は、前条の規定による届出又は第21条において準用する第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が風景に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が風景に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行なうことを求めることができる。

(指導又は助言)

第19条 知事は、第17条の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が風景形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(大規模建築物等又は空地に係る要請)

第20条 知事は、風景形成地域内において、大規模建築物等が風景形成基準に著しく適合しないと認めるとき、又は空地の利用若しくは管理が風景の形成を阻害していると認めるときは、当該大規模建築物等又は空地の所有者、管理者又は占有者に対し、必要な要請をすることができる。

2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(国等に関する特例)

第21条 第14条の規定は、風景形成地域内において、国等が行なう第17条各号に掲げる行為について準用する。

—以下省略—